

## 指定後の各種手続き等について

### (1) 提出物の取扱い

介護保険事業所として指定を受けた内容に変更があった場合、報酬請求の体制に変更があった場合は、以下の①から④の届出が必要です。

- ①変更の届出
- ②休止・廃止・再開の届出
- ③介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ④その他の届出

#### ①変更の届出について

介護保険のサービス提供事業者は、法令等に定める事項で指定を受けた内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に指定権者である知事あてに変更の届出を行う必要があります。

届出等に際しては、変更届出（様式第4号）に必要な添付書類を添えて、提出します。届け出た部数のうち、1部は届出先の受付印を押印して返却しますので、事業所で保管してください。

なお、通所系サービスの食堂及び機能訓練室の合計面積が変更となる場合は、現地での面積測定が必要になりますので、長寿介護課居宅介護担当へ事前にご相談ください。

#### ②休止・廃止・再開の届出について

介護保険のサービス提供事業者は、事業を廃止・休止する場合は、指定権者である知事あてに廃止や休止をする1ヶ月前に届出を行う必要があります。休止した事業を再開する場合は、再開した日から10日以内に届出を行う必要があります。

届出等に際しては、廃止（休止）届出書（様式第5号の2）、再開届出書（様式第5号）に必要な添付書類を添えて、提出します。届け出た部数のうち、1部は届出先の受付印を押印して返却しますので、事業所で保管してください。

上記①②の届出書等の提出先は、次のとおりです。

サービス種類	提出先	部数
訪問介護	県庁指導監査・援護課（県庁防災庁舎2階） ・施設監査担当 0985-44-2610	2部
（介護予防）訪問入浴介護		
通所介護		
（介護予防）短期入所生活介護		
（介護予防）特定施設入居者生活介護		
（介護予防）福祉用具貸与		
特定（介護予防）福祉用具販売		

(介護予防) 訪問看護	県保健所 ・ 中央保健所 0985-28-2111	3 部
(介護予防) 訪問リハビリテーション	・ 日南保健所 0987-23-3141 ・ 都城保健所 0986-23-4504	
(介護予防) 居宅療養管理指導	・ 小林保健所 0984-23-3118 ・ 高鍋保健所 0983-22-1330	
(介護予防) 通所リハビリテーション	・ 日向保健所 0982-52-5101 ・ 延岡保健所 0982-33-5373	
(介護予防) 短期入所療養介護	・ 高千穂保健所 0982-72-2168	

### ③介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護保険のサービス提供事業者は、介護給付費算定に係る体制等の届出事項(加算等)に変更が生じた場合は、指定権者である知事あてに届出を行うことが必要です。

届出に際しては、該当する様式に記載し、必要な添付書類を添えて、県長寿介護課に1部提出します。届出内容の確認後、受理通知を發出します。

- ・ 届出日については、利用者への説明、居宅介護支援事業者への周知期間を確保するため、居宅サービスは各月15日までに県長寿介護課に提出し、翌月から算定となります。
  - 居宅サービス(短期入所、特定施設除く)：毎月15日以前に届出 → 翌月から算定  
毎月16日以降に届出 → 翌々月から算定
  - 施設サービス事業者(短期入所、特定施設含む)：届出が受理された日の翌月から算定  
(月の初日の場合はその月から算定)
- ・ 添付書類は指定様式のほか、加算要件に該当していることが分かる資料を添付してください。なお、届出後に内容の確認をする場合があります。
- ・ 加算の要件は、届出後においても継続して満たす必要があります。加算の要件を満たさなくなったときは、速やかに届出を行い、その日(その月)から算定を行うことはできません。
- ・ 実地指導等において届出事項、運営状況について確認を行います。加算の要件に合致していないことが判明した場合、最大5年前から過払い分の返還となります。

### ④その他の届出について

- ・ 事業所規模の決定(通所)、サービス提供強化加算(通所)、介護職員処遇改善加算は、毎年2月末までに届出が必要ですが、県長寿介護課より事前に案内を行います。
- ・ 業務管理体制の整備に係る届出について、指定時に法令遵守責任者等の届出を行っていますが、届出内容に変更があった場合は、速やかに業務管理体制に係る届出書を提出してください。

### 【変更届出等の様式ダウンロード】

宮崎県ホームページ「健康・福祉」→「高齢者・介護」→「介護保険」→「介護保険サービス事業者の各種届出について」より変更届出等の様式をダウンロードすることができます。

URL : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koresha/page00064.html>

## (2)法令通知等最新情報の入手

運営にあたっては、居宅基準等や報酬告示等の法令、関係通知、Q&Aの内容をよく確認し、適正な事業の運営に努めてください。以下の厚生労働省ホームページ、ワムネット、宮崎県ホームページに掲載していますのでご確認ください。

### 【厚生労働省ホームページ】

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A」

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

上段検索欄で「介護サービス関係 Q&A」と入力し、検索。

### 【ワムネットのホームページ】…独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト

ワムネットのホームページ <http://www.wam.go.jp>

左側「人気コンテンツ」欄の「介護保険最新情報」及び「介護サービス Q&A」

### 【宮崎県の介護保険に関するホームページ】

宮崎県ホームページ <http://www.pref.miyazaki.lg.jp>

「健康・福祉」→「高齢者・介護」→「介護保険」